

札幌市の医療的ケア児の情報

	区分	受入数等	内訳	主な医療的ケアの内容	備考
①	市内公立保育所等 医療的ケア児受入数／施設数	計7名／7施設	ちあふる・ちゅうおう、きた、ひがし、しろいし、あつべつ、にし、ていねで各1名受入	経管栄養、導尿、人工呼吸器管理	令和6年5月時点
②	市内私立保育所等 医療的ケア児受入数／施設数	計5名／3施設	—	経管栄養、喀痰吸引、人工呼吸器管理	令和6年5月時点
③	市立学校 看護師配置事業利用児数／校数	計26名／25校	・幼稚園1名／1園	導尿・経管栄養・喀痰吸引等	令和6年4月時点
			・小学校21名／20校		
			・中学校4名／4校		
④	市立特別支援学校（豊成・北翔） 医療的ケア児在籍数	計45名／2校	・豊成支援学校（小学部・中学部）17名	喀痰吸引・経管栄養・投薬等	令和6年5月時点
			・北翔支援学校（小学部・中学部・高等部）28名		
⑤	放課後児童クラブ 看護師配置事業利用人数／施設数	計4名／4施設	—	—	令和5年度実績
⑥	障害福祉サービス事業所 医療的ケア児受入事業所数／受入数 ※令和3年度在宅の医療的ケア児受入状況調査（北海道）より	放課後等デイサービス：13箇所／78名	—	—	令和4年2月時点 ※調査全体の回答率33.8% ※R4.2時点で「医療的ケア児を現在受入中」と回答のあった事業所数/その事業所の医療的ケア児登録者数。
		児童発達支援：13箇所／107名	—	—	
⑦	道立特別支援学校 医療的ケア児在籍数／校数	通学生：計71名／7校	札幌視覚支援学校、札幌聾学校、札幌伏見支援学校もなみ学園分校、拓北養護学校、真駒内養護学校、手稲養護学校、星置養護学校	—	令和5年5月時点
		訪問教育：計41名／7校	札幌伏見支援学校もなみ学園分校、拓北養護学校、真駒内養護学校、手稲養護学校、星置養護学校、星置養護学校ほしみ高等学園、札幌養護学校	—	令和5年5月時点

札幌市医療的ケア児者関連事業一覧（令和6年9月時点）

1 継続事業

事業	内容	令和5年度実績 (件数等)	所管
重症心身障がい児者等受入促進事業	【H24開始】医療的ケア児者を受け入れる児童発達支援・放課後等デイサービス事業所等が看護師を配置した場合、その人件費の一部を補助する。	補助件数：7件	保) 障がい保健福祉部 障がい福祉課運営指導係
重症心身障がい児者等地域生活支援事業	【H26開始】医療的ケア児者を受け入れる児童発達支援・放課後等デイサービス事業所等を新たに実施又は定員増を図る法人に対し、施設・整備整備や備品購入費の一部を補助する。	補助件数：2件	
障がい者地域生活サービス基盤整備事業	【H26開始】医療的ケア児者の受入れが可能な生活介護事業所・障がい児通所支援事業所（いずれも短期入所併設）の新築整備費の一部を補助する。	補助件数：0件	
グループホーム新築整備補助事業	【H20開始】重度障がい者の入所施設からの地域移行を推進するため、グループホーム新設整備費の一部を補助する。	補助件数：1件	
札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業	【R元開始】在宅の障がい児者が、災害時にも日常生活を継続する上で必要となる災害対策用品の購入に係る費用の全部又は一部について助成を行う。	助成件数：53件（インバーター発電機15件、ポータブル電源38件）	保) 障がい保健福祉部 障がい福祉課在宅福祉係
支援機関サポート医師配置	【R2開始】障害福祉サービス事業所、学校、保育所等を支援する医師を配置し、相談に応じて受入体制の整備に必要な助言、指導等を行うとともに、受入先の巡回指導を行う。	対応件数：362件	保) 障がい保健福祉部 障がい福祉課調整担当係
支援者養成研修	【H30開始】医療的ケア児等の支援に必要な専門知識や直接支援の技術に関する専門研修を実施する。	受講者：55名	保) 障がい保健福祉部 障がい福祉課給付管理係
放課後児童クラブへの看護師配置	【R2.7～開始（週3回）、R3～4週5回、R5週6回】医療的ケアが必要な児童を受け入れる放課後児童クラブに看護師（医療的ケア児1名に対し、看護師1名）を派遣する。※小学校に配置している看護師に放課後の時間も対応してもらえるよう教育委員会と併せて契約	配置施設数：4施設 受入児童数：4人	子) 子ども育成部 子ども企画課放課後児童係
公立保育所への看護師配置（札幌市医療的ケア児保育モデル事業）	【R元開始】市立保育園において保育時間中に常時1名の看護師を配置し、医療的ケアの必要な児童を受け入れる。	保育体制整備をした園 5施設 入所児童3名（R6.3現在）	子) 子育て支援部 子育て支援課事務係
医療的ケア児保育補助事業（私立保育所の看護師配置等への補助）	【R3開始】看護師を配置して医療的ケア児を受け入れる私立保育所に補助を行う。	受入れ施設数：3施設 受入れ児童数：5人	子) 子育て支援部 施設運営課運営一係
市立幼・小・中・高校への看護師配置	【R2週3回/小中、R4～週5回/全校種】医療的ケアを希望する幼児児童生徒が在籍する学校等に看護師を派遣する。	配置校数／対象児童生徒数： （R5.4.1）21校／22名 （R6.4.1）25校／26名	教) 児童生徒担当部 学びの支援担当課 学びの支援係
市立特別支援学校への看護師の配置及び研修	特別支援学校である市立札幌豊成/北翔支援学校において、医療的ケアが必要な児童生徒に対して会計年度任用職員として看護師を配置するとともに、資質向上を図ることを目的として研修会を実施する。	配置看護師：豊成4名、北翔6名（R6.5.1現在） 研修：R5開始 年2回	
札幌市立学校における医療的ケアの実施に係る連絡会議	【R5開始】医療的ケア児に係る情報・知見などについて共有・連携を図るため、医師、看護師配置事業の受託者、関係校の各々が、一堂に会する会議体を設置・運営する。	年度2回	

2 令和6年度からの新規事業

事業	内容	R6年度見込み件数	所管
医療的ケア児レスパイト事業	【R6開始】医療的ケア児・家族のレスパイトのため、訪問看護を提供する。	利用者：120人	保) 障がい保健福祉部 障がい福祉課給付管理係
医療的ケア児等受入短期入所補助事業	【R6開始】医療的ケア児等を宿泊にて短期入所で受入れる体制を維持・改善するため、医療型短期入所事業所に対し宿泊受入数に応じて補助します。	宿泊による受入件数： 1,539件 （1,539人・日）	保) 障がい保健福祉部 障がい福祉課運営指導係
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	【R6開始】幼少期から慢性的な疾病に罹患していることにより自立に困難を伴う児童等に対し、相談体制の強化を図るとともに、ニーズに応じた各種事業（小慢自立支援センター設置、情報提供事業、就職支援事業、学習支援事業）を実施する。	自立支援員による 相談支援件数 150件/年 ※事業開始遅れにより 減の見込み	保) 保健所 健康企画課難病医療係

【札幌市】 小児慢性特定疾病児童等 自立支援事業

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

事業の対象者について

小児慢性特定疾病児童等相談窓口の開設について①

小児慢性特定疾病児童等相談窓口の開設について②

小児慢性特定疾病児童等相談窓口の開設について③

その他の自立支援事業について

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

- 幼少期から慢性的な疾病に罹患していることにより、自立に困難を伴う児童等について、地域支援の充実により自立促進を図るため、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市において、自立支援事業を実施。
- 医療費助成とともに児童福祉法に規定されており、義務的経費として国が事業費の半額を負担している。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市

【国庫負担率】 1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1／2）

【根拠条文】 児童福祉法第19条の22、第53条

【予算額】 令和6年度予算額：923百万円（国予算）

札幌市においては、
北海道大学病院に業務を委託し、自立支援員を設置
■業務開始日
令和6年10月1日

各区保健センターの保健師により実施。受給者証の新規申請の際に、面談を行っているほか、必要に応じて訪問も実施している

※実状としては、就学前までの支援となっている

＜必須事業＞（第19条の22第1項）

相談支援事業



＜相談支援例＞

- ・自立に向けた相談支援
- ・療育相談指導
- ・巡回相談
- ・ピアカウンセリング 等

小児慢性特定疾病児等自立支援員



＜支援例＞

- ・関係機関との連絡・調整及び利用者との橋渡し
- ・患児個人に対し、地域における各種支援策の活用 の提案 等

＜努力義務事業＞（第19条の22第2項及び第3項）

実態把握事業



ex
・地域のニーズ把握・課題分析
【第19条の22第2項】

療養生活支援事業



ex
・レスパイト
【第19条の22第3項第1号】

相互交流支援事業



ex
・患児同士の交流
・ワークショップの開催 等
【第19条の22第3項第2号】

就職支援事業



ex
・職場体験
・就労相談会 等
【第19条の22第3項第3号】

介護者支援事業



ex
・通院の付き添い支援
・患児のきょうだいへの支援 等
【第19条の22第3項第4号】

その他の自立支援事業



ex
・学習支援
・身体づくり支援 等
【第19条の22第3項第5号】

任意事業については、R4に本市で実施したアンケートをもとに
・学習支援事業
・就労支援事業
・制度の周知及び啓発
…等を計画

順次実施予定

事業の対象者について

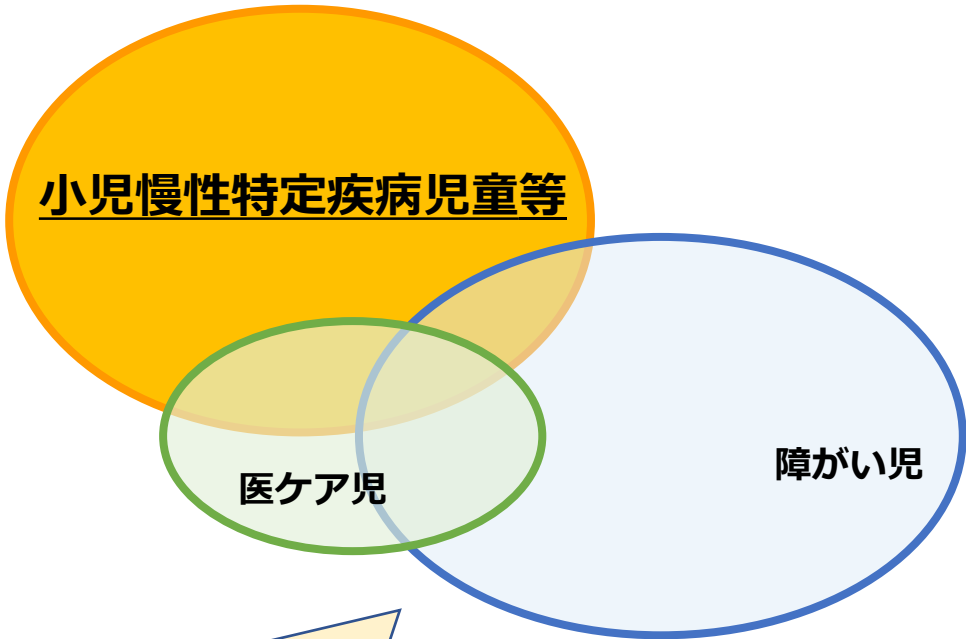
■対象者：小児慢性特定疾病を抱えている児童およびその家族

参考：本市の小児慢性特定疾病医療受給者：2,058名（R6.3月末時点）

疾患群別内訳			
内分泌疾患 成長ホルモン分泌不全性低身長症 など	394	血液疾患 血小板機能異常症など	64
慢性心疾患 心中隔欠損など	291	染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群 ダウン症候群など	64
神経・筋疾患 筋ジストロフィーなど	248	慢性呼吸器疾患 気管支喘息など	63
悪性新生物 白血病・リンパ腫など	228	先天性代謝異常 ミトコンドリア病など	52
慢性消化器疾患 潰瘍性大腸炎など	222	骨系統疾患 骨形成不全症など	37
糖尿病 1型糖尿病など	130	脈管系疾患 脈管奇形など	24
慢性腎疾患 ネフローゼ症候群など	129	免疫疾患 後天性免疫不全症など	22
膠原病 全身性エリテマトーデスなど	78	皮膚疾患 先天性白皮症など	12

疾患（症状）は多岐に渡るため、
本人に合わせた支援が必要

医ケア児・障がい児との関連イメージ



R4実施の実態把握調査の回答を分析したところ、小慢児童等のうち、
医ケア児向けの支援施策や障がい福祉サービス等の利用ができない
児童が約7割程度いると推測される
(⇒小慢児童等が自立するための、支援策や相談先が必要)

小児慢性特定疾病児童等相談窓口の開設について①

■事業概要

- ・小児がんや心臓の病気などの慢性疾患を抱える子どもたちの自立に向け、自立支援員が対応する総合相談窓口を設置する。

(内容)

- ・生活、就園・就学・就労、療養、各種支援制度などの総合相談窓口
… 悩みなどを整理し、解決方法を一緒に考える。
… 関係機関や支援制度の紹介。（調整や同行を含む）

■運営

北海道大学病院 小児慢性特定疾病児童等自立支援センター
(呼称：北大こどもサポートセンター)

小児慢性特定疾病児童等相談窓口の開設について②

■ 対象

- ・ 市内の小児慢性特定疾病児童等及びそのご家族など
(北大病院以外の患者も含む)
(参考：市内の小慢受給者証発行数 2,058件)

【小児慢性特定疾病とは】

児童等が長期にわたる療養を要し、生命に危険が及ぶおそれがあるもので、療養のために多額の費用を要するもの。
(国が指定する788疾病が対象)

小児慢性特定疾病児童等相談窓口の開設について③

■ 開始日

10月1日（火曜日）

■ 相談方法

- ・ **電話** 【受付】 月・水・木曜 10:00～16:00（祝日・年末年始を除く）
- ・ **メールなど** 【受付】 年中無休（自立支援員から後日連絡）
- ・ **面談（要事前予約）**

■ 所在地

北区北14条西5丁目（北海道大学病院 小児科内）

その他の自立支援事業について

■ 学習支援事業

入院等の長期療養により学習の遅れがある児童に対する学習支援事業を予定
(実施予定時期：R6年度中)

■ 就労支援事業

早期の就労準備の必要性を認識してもらうような講演等を予定
(実施予定時期：R6年度中)

■ 制度の周知・啓発

小慢ガイドブック（仮称）を作成

電子版を札幌市HP上でリリース予定（予定時期：R6年10月）

札幌第 1998 号
令和 6 年(2024 年) 8 月 20 日

訪問看護事業所 管理者 様
札幌市医療的ケア児支援検討会 関係各位

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課自立支援担当課長

札幌市医療的ケア児レスパイト事業の開始について（周知）

日頃より札幌市障がい福祉施策の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、札幌市では、医療的ケアを必要とする児童の保護者のレスパイトの拡大、外出機会の確保等のため、本年 10 月から医療保険による訪問看護を上回って必要な訪問看護を提供する標記事業を開始することとしました。

事業内容は下記のとおりですので、周知について、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

1 事業の概要

レスパイト提供者が医療的ケア児に提供した訪問看護に対して、札幌市がレスパイト提供者へ費用を給付する。

本事業による訪問看護の提供は 10 月 1 日（火）から開始し、申請は 9 月 17 日（火）から受け付ける。

(1) 本事業の対象児童は、下記の要件を満たす医療的ケア児とする。

ア 札幌市内に住民登録があること

イ 訪問看護指示書が発行されていること

ウ 医療保険制度適用による訪問看護を原則月 1 回以上継続して利用していること、
又は原則月 1 回以上継続して利用する見込みであること

(2) 本事業の給付内容は以下のとおりとする。

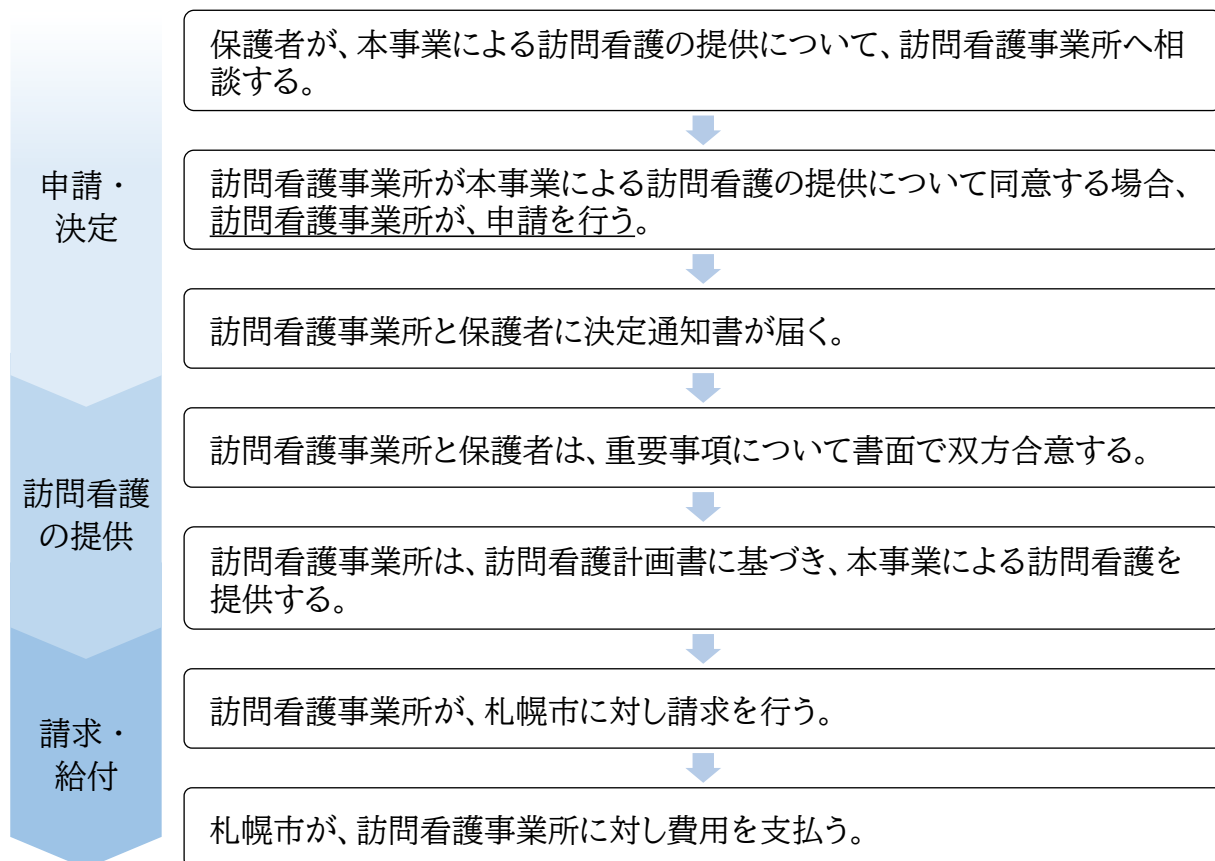
ア 24 時間／年（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）を限度とし給付を行う。ただし、
令和 6 年度は 10 月開始のため、12 時間とする。

イ 医療保険制度適用による訪問看護を提供している事業所が本事業を提供した場合、
札幌市から事業所へ1 時間当たり 7,500 円を支払う。

2 各種手続きの流れ

本事業に関する申請や請求は、すべて株式会社グラファー社が提供するスマート申請により受け付けます。事業の詳細は、札幌市公式ホームページで公開していますので、本事業の利用を希望する場合は、以下をご確認ください。

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/respite.html>



3 留意事項

- (1) 申請受付開始日は、9月17日（火）です。

10月1日（火）から本事業の利用を希望するときは、9月23日（月）までに申請を行ってください。なお、申請内容に不備があった場合は、利用開始日が遅れることがあります。

- (2) 決定通知書に記載した有効期間内の訪問看護に対し給付を行います。申請日前や決定通知前の訪問看護に対する給付は行いません。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

障がい福祉課給付管理係 大沢、西村

TEL：011-211-2938

E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp

令和6年(2024年)10月から

医療的ケアが必要な児童に 無料の訪問看護を提供します

対象

医療保険の訪問看護を月1回以上利用している児童

※18歳到達後、最初の3月31日まで

内容

医療保険の時間数を超える訪問看護

医療保険が適用されない自宅外の訪問看護

時間

1人当たり24時間／年(4月1日～翌年3月31日)

※令和6年度は10月開始のため12時間／年

原則、利用料金はかかりません。詳しい利用条件などは、裏面をご確認ください。

利用方法

- ・本事業の利用手続きは、訪問看護事業所が行います。
- ・まずは、現在利用している訪問看護事業所へ相談してください。

利用の流れ

相談 本事業の利用を訪問看護事業所へ相談してください。

申請 訪問看護事業所が札幌市へ申請します。

本人確認 児童の保護者へ本人確認の電子メールが送られます。

決定・説明 決定後、重要事項について、事業所から説明を受けます。

利用開始 訪問看護計画書に基づき、訪問看護の提供を受けます。

利用例

～自宅で～

10:00 11:30 13:30

医療保険 本事業の訪問看護

医療保険の訪問看護に付け足し、時間に余裕を持って、買い物や兄弟姉妹の行事に出かける。

～外出先で～

12:00 16:00

本事業の訪問看護

在宅生活に移行して初めて外出するときに、いつも支援を受けている事業所に付き添ってもらう。

Q&A

どのような児童が本事業の訪問看護を受けられますか。

以下の要件を満たす医療的ケア児が対象です。

- (1) 札幌市内に住民登録がある
- (2) 訪問看護指示書が発行されている
- (3) 医療保険制度の訪問看護を月1回以上継続して利用している(または見込みである)

児童の保護者が直接申請することはできますか。

保護者からの申請は受け付けていません。保護者から相談を受けた訪問看護事業所が、本事業による訪問看護の提供を承諾した上で、札幌市へ申請手続きを行います。

利用料金はまったくかからないのですか。

訪問看護そのものの利用料はかかりません。ただし、交通費や衛生材料費などの実費相当分、キャンセル料を訪問看護事業所から請求されることがあります。利用の前に、訪問看護事業所へご確認ください。

自宅以外の外出先や学校でも利用できますか。

訪問看護事業所の承諾、学校など訪問看護を受け入れる機関の了承が得られた場合に利用することができます。利用の前に、訪問看護事業所へご確認ください。

利用するときに、毎回申請が必要ですか。

札幌市への利用申請は、初回のみです。利用決定を受けた後は、保護者と訪問看護事業所との間での調整は必要ですが、18歳まで本事業の訪問看護を受けることができます。なお、転居等の場合は、変更申請が必要です。

事業の詳細・お問い合わせ先

事業の詳細やお問い合わせ先は、札幌市公式ホームページからご確認ください。

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/respite.html>



札幌市は、障がいのある方等に対する差別や偏見といった心の障壁(バリア)を取り除く心のバリアフリーの更なる推進に取り組んでいます。